

令和6年6月

# 伊那市議会定例会議案書

令和6年6月7日

令和6年6月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	財産（土地）の処分について……………	3
議案第2号	伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例の一部を改正する条例…	4
議案第3号	伊那市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例……………	5
議案第4号	伊那市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………	6
議案第5号	令和6年度伊那市一般会計第2回補正予算について……………	8

財産（土地）の処分について

下記のとおり財産（土地）を売却することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |      |   |
|---|------|---|
| 1 | 地番   | 伊那市東春近6825番2                                  |
| 2 | 地目   | 宅地  |
| 3 | 地積   | 12,060.00平方メートル                               |
| 4 | 売却価格 | 164,016,000円（1平方メートル当たり13,600円）               |
| 5 | 相手方  | 埼玉県越谷市西方2760番地1<br>株式会社ニチリョー<br>代表取締役社長 伊東 義則 |

令和6年6月7日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

東原工業団地産業用地の一部を売却するため、提案するものであります。

伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例（令和 4 年伊那市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例第 1 条及び第 6 条第 2 項の規定の重複を避けるため、同項の削除を提案するものであります。

伊那市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例

伊那市農業委員会に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 125 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「24 人」を「19 人」に改める。

第 3 条中「10 人」を「15 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊那市農業委員会に関する条例第 2 条から第 4 条までの規定は、この条例の施行の日以後初めて任命される農業委員及び委嘱される農地利用最適化推進委員から適用する。

令和 6 年 6 月 7 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

農業委員会等に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 78 号）第 5 条及び第 8 条の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を変更するため、提案するものであります。

## 伊那市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

伊那市道路占用料徴収条例（平成 18 年伊那市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

令第 7 条第 9 号に掲げる施設並びに同条第 10 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 1,000 分の 6 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 1,000 分の 9 を乗じて得た額
		階数が 3 のもの		A に 1,000 分の 11 を乗じて得た額
		階数が 4 以上のもの		A に 1,000 分の 13 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 1,000 分の 6 を乗じて得た額		
令第 7 条第 12 号に掲げる器具				A に 1,000 分の 18 を乗じて得た額
令第 7 条第 13 号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が 1 のもの	A に 1,000 分の 6 を乗じて得た額	
		階数が 2 のもの		A に 1,000 分の 9 を乗じて得た額
		階数が 3 のもの		A に 1,000 分の 11 を乗じて得た額
		階数が 4 以上のもの		A に 1,000 分の 13 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 1,000 分の 18 を乗じて得た額		

」を

「

令第 7 条第 9 号に掲げる施設並びに同条第 10 号に掲	建築物	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 1,000 分の 6 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 1,000 分の 9 を乗じて得た額

掲げる施設及び 自動車駐車場		階数が3のもの	Aに1,000分の11を 乗じて得た額
		階数が4以上の もの	Aに1,000分の13を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに1,000分の6を乗 じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに1,000分の18を 乗じて得た額
令第7条第 13号に掲げ る休憩所、給 油所その他の 自動車に燃料 又は動力源と しての電気を 供給するため の施設及び自 動車修理所	上空、トン ネルの上又は 自動車専用 道路（高架の ものに限る。） の 路面下に設 けるもの	階数が1のもの	Aに1,000分の6を乗 じて得た額
		階数が2のもの	Aに1,000分の9を乗 じて得た額
		階数が3のもの	Aに1,000分の11を 乗じて得た額
		階数が4以上 のもの	Aに1,000分の13を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに1,000分の18を 乗じて得た額

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月7日提出

伊那市長 白鳥 孝

#### (提案理由)

道路法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第324号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

令和6年度伊那市一般会計第2回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度伊那市一般会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年6月7日提出

伊那市長 白鳥 孝